

会則改正について

2013年7月6日開催の会員総会において、次のように会則改正がなされました。これにより、2014年度会費（2014年1月1日より適用）から一般会員の会費を変更致します。

2013年11月

中国社会文化学会事務局

記

第7条（会計）

（旧）

（前略）会費の年額は、一般会員は 5000 円とし、学生会員と海外在住の外国人会員は 3000 円とする。（以下略）

（新）

（前略）会費の年額は、一般会員は 6000 円とし、学生会員と海外在住の外国人会員は 3000 円とする。（以下略）

〔付則〕

（旧）

本会則は、2006年（平成18年）7月8日より施行する。

（新）

本会則は、2014年（平成26年）1月1日より施行する。